

議 事 録

会議の名称	平成28年度 第2回 茨木市人権尊重のまちづくり審議会
開催日時	平成29年1月16日（月） 午後7時～午後8時
開催場所	茨木市役所南館6階 第2会議室
会長	今西 幸蔵
出席者	今西 幸蔵 熊本 理抄 井上 紀子 岩本 賢三 長田 佳久 柴原 浩嗣 山田 ひろ美 古市 輝雄 <p style="text-align: right;">（8人）</p>
欠席者	石原 正浩、佐藤 早智子、三木 昭、峰 宮子
事務局職員	田川市民文化部長 大神市民文化部次長兼人権・男女共生課長 大和人権・男女共生課参事 豊川いのち・愛・ゆめセンター：田嶋館長 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター：平野館長 <p style="text-align: right;">（5人）</p>
開催形態	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 / <input type="checkbox"/> 非公開
主な議題	(1) いのち・愛・ゆめセンターのあり方検討部会からの報告について (2) （仮称）第2次茨木市人権施策推進計画について (3) その他
配布資料	添付のとおり

（順不同、敬称略）

発言者	内 容
事務局	<p>1 開会</p> <p>本日は寒い中ご参加いただき感謝する。ただ今から、平成28年度第2回茨木市人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただく。</p> <p>本日の出席委員は現在7人、欠席の連絡をいただいているのは3人である。この後の議事進行については、審議会規則第5条第1項により、本来であれば会長にお願いするところであるが、到着が遅れているため、副会長に議長を務めていただき、始めたい。それでは副会長、よろしくお願ひする。</p>
副会長	傍聴者はいるか。
事務局	傍聴はない。
	<p>1 いのち・愛・ゆめセンターのあり方検討部会からの報告について</p>
副会長	それでは議事に入る。事務局よりいのち・愛ゆめセンターあり方検討について説明をいただき、その後私からも説明をさせていただく。
事務局	【資料「(仮称)いのち・愛・ゆめセンターのあり方について」(答申素案)策定経過に基づいて説明】
事務局	続いて部会長の副会長より答申の素案について説明をいただきたい。
副会長	それでは中間報告の段階であるが、報告をさせていただきたい。 【資料「(仮称)いのち・愛・ゆめセンターのあり方について(答申素案)」に基づいて説明】
副会長	簡単な報告になったが、部会の委員より補足があればお願いしたい。
委員	前回までの部会の論議で、直前の会議の内容が反映されていないため、その部分を補足したい。今後のあり方についての提言について、3つの柱を立てている。14ページに柱が示されているうちの(3)から(5)である。その上でそのあり方を達成するための具体的な方策として、(6)で運営のあり方についてまとめている。こうした目的や機能を踏まえた3つの方向性と、運営のあり方を議論できるよう、柱立てをきちんと説明でき

発言者	内 容
	<p>るようにと議論してきた。また大きな柱として、以前の青少年センターが分館という位置づけになっており、活用されていない現状がある。子どもの貧困や青少年の交流等において、これが活用されていないのは大きな問題である。そのため、分館施設を独立させて活用する必要があるということを提言している。最後の27ページの今後の運営のあり方については、再度議論しているところであり、もっとも効果的であるのは、専門性の発揮や柔軟性のある事業実施の体制として、指定管理がよいということを行っている。もう一つ、事業の一部委託という方法もあるということも書いている。この場合は、一部の委託であるため、専門性を高めて迅速に運営していくという方法は、効果が限定的になると考えている。以上の点については、改めてまとめなおして正式な案としたいと考えている。補足は以上である。</p>
委員	<p>昨年の12月に公布された部落差別の解消の推進に関する法律については、それまでの議論の念頭にはなかったものである。公布によって改めて問題の認識を新たにしたところである。委員の説明にもあったが、やはりあるべき姿を中心として、どう運営したらいいのかということまで、もう一度詰めなおしたということになる。結果として、この答申案をもう一度むいた答申に、最終的にはなると考えている。</p>
委員	<p>二つほど前提条件を申し上げて課題提起させていただいた。1点目は部落差別解消推進法の施行である。部落問題はない、おさまったという解釈の元に近年の取り組みが進んできたように思うが、改めてそうではないということが全国的に示され、それを解消する方向で進めるべきだということを前提に議論していくことが重要だと感じた。もう1点は、27ページの今後の運営のあり方について、6項目示している。特に下から3番目の指定管理者制度の導入が効果的ということをやっているところが重要であり、一部民間委託については課題があるとしている。現行の補助制度では、指定管理を導入すると補助金の対象とならないため、茨木市としてどうあるべきかということについて私としては、市としての責務が果たせる運営体制を再構築すべき時期に来ているということをお願いし、制度設計をやり直すべきだと考えている。今後、ふさわしい在り方を作り上げていかねばならないし、行政・議会等の関連部局が一体となって私たちの提案をどう取り上げていただくかということになると思う。</p>
副会長	<p>これまで12回にわたり非常に熱のこもった議論をしてきた。その上での現在の中間報告となっている。素案については改めて検討部会として再検討し、次回の審議会でご承認をいただきたいと考えている。よろしくお願</p>

発言者	内 容
事務局	<p>いする。委員の皆様にはご意見等あればよろしく願います。</p> <p>行政として迷っているのは表記の問題で、これまでは同和問題、同和行政という名称で来たが、新たに部落差別解消推進法という法律が施行されたため、現段階では「部落」「部落問題」という表記にしているが、悩ましいところである。この点については行政的な表記にさせていただければと考えている。上級省庁からの通知等が来て、表記の統一が図られるのが通常であるため、そのうちに通達があるのではないかと思います。</p>
会長	<p>遅れて申し訳ない。副会長からご説明をいただいた現段階の答申については、ご意見はないだろうか。それでは、あり方検討部会の皆様には、次回の審議会での承認に向けた検討をよろしく願います。</p> <p style="text-align: center;">3 (仮称) 第2次茨木市人権施策推進計画について</p>
会長	<p>それでは続いて、議題3について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料「(仮称)第2次茨木市人権施策推進計画(素案)」に基づいて計画の修正点について説明】</p>
会長	<p>3つの新しい法律について記載を修正したことについて報告をいただいた。何かご意見などはあるか。</p>
委員	<p>正確さを加えるために、ご提案したい。16ページに3つの法律のことが書かれているが、障害者差別解消法については、法律の構成として雇用の分野を除いたところが障害者差別解消法であり、雇用については障害者雇用促進法の改正という形で作られている。そのため、改正障害者雇用促進法についても合わせて書いておく方が正確になるのではないかと。26ページについても同様に、差別の解消と合理的配慮の提供について書かれているが、差別の禁止は行政も事業者も義務となっているが、合理的配慮の提供は、行政は義務だが事業者は努力義務となっている。改正雇用促進法については、差別の禁止も合理的配慮の提供についても義務になっているので、それをすべて書くのは難しいかもしれないが、雇用促進法についても触れるように修正されると良いと思う。同様に27ページについても、改正障害者雇用促進法を受けてという形の方が正確ではないかと。</p>
会長	<p>文章を少し整理する必要があるが、正確な表現となるよう事務局で整理をしていただきたい。</p>

発言者	内 容
事務局	すでに担当課から同様の指摘を受けている。修正はまだできていないが、今のご意見を反映したものとなるように整理したい。
副会長	用語説明についてだが、カタカナ語に英語が入っているものとそうでないものの区別はあるのか。
事務局	和製英語には英語表現を入れていない。
委員	42ページの庁内連携による相談対応の強化を入れていただいているが、これは愛センターのあり方検討部会でも議論になってきたところであり、生活困窮者や子どもの貧困支援などの様々な相談と、人権相談を庁内できちんと連携してやっていかねば具体的な支援にならず、そのために愛センターを活用しようという議論になっていた。そのため、庁内の連携は非常に重要である。生活困窮を一つとっても、それに至る背景には、DVがあったり、パートナーとの関係があったりということもあり、生活困窮だけでは相談の解決にならない。問題がつながっており、連携しての支援が求められる。次の計画では相談が連携して効果を上げていくことを入れるべきだと考えるため、この修正には賛成である。
会長	<p>セーフティネットをきちんと広げてやっていくのは大事なことである。他に意見はないか。</p> <p>用語も含めて特にはないだろうか。それでは現段階ではここまでとしたい。先ほどスケジュールについてご説明があったが、1月20日からパブリックコメントとなっている。3月に計画の策定・公表に向けて進んでいるが、それについてのご意見はあるか。すぐにパブリックコメントに入ることになり、事務局は大変だと思うが、よろしく願います。</p>
会長	議題3までが終了となった。その他について何か意見はあるか。事務局からはいかがか。
事務局	1月20日からのパブリックコメントとなっているので、何かご意見等あれば短期間になるが、明日くらいまでにご意見をいただければと思う。計画についてご意見があればお願いしたい。今後庁内においても各課で検討する中で文言修正等も入る可能性があるため、次回は事前に資料を送らせていただいた上で、目を通していただけるようにしたい。よろしく願います。

発言者	内 容
会長	<p>本日の意見も反映させるという理解でよいか。他に意見があれば明日中 にお願いしたいということである。よろしく願います。</p>
事務局	<p>追加で報告があるのだが、先ほど副会長から経緯の説明があつたが、当 初はあり方検討についても審議会で決定をいただき、計画と合わせてパブ リックコメントをする予定であつた。第2次計画については、市で素案を お示しし、審議会でのご意見も頂き、それを反映した形で市として計画を 策定する形になるので、市民からの意見を募集するという事になっている。 しかしあり方検討については、当初から内容が白紙の状態、審議会 で検討していただく形で進んでおり、いただいた答申は審議会としてまと めたものであり、それに対しては市としてのパブリックコメントを経てと いうことではなく、審議会として決定した内容を市長に答申いただくとし て、パブコメを省略させていただくことになる。進め方について検討不足 で大変申し訳ないが、そういう形でご了承いただきたい。</p>
会長	<p>事務局にはいろいろと大変かと思うがよろしく願います。これを持っ て本日の会議を終了する。</p> <p style="text-align: center;">閉会</p>